

第百三十号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「昭和五十九年東京都条例第四号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条に次の一号を加える。

四 定年条例第九条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第六条第四号において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員

第六条第三号中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）」を「定年条例」に改め、同条に次の一号を加える。

四 定年条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員

第十三条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則

第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、育児休業及び育児短時間勤務の取得対象となる職員の範囲を改めるほか、規定を整備する必要がある。